

## 強化指定選手規程

### (目的)

第1条 本規程は、パラリンピック競技大会、世界選手権大会、ワールドカップおよび国内大会等で日本チームが最高の競技力を発揮することを目的に、強化指定選手合宿への参加および指定する国内大会への出場並びに国際大会派遣などの機会をつくり、競技力の向上を図るとともに、選手個人が持てる最大限の力を発揮できるチームづくりを目指すことを目的とする。

### (対象)

第2条 対象者は次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 日本国籍を有し、日本障害者スキー連盟（以下、JPS という）会員および競技者登録をしていること。
- (2) 健康上の問題がなく、競技を行なう上で心身ともに適した状態であること。
- (3) WPAS、WPNS、WPSB のクラシフィケーションに該当する障害があること。若しくは、知的障害があり療育手帳等の手帳を所持している者。
- (4) WPAS、WPNS、WPSB または VIRTUS への競技者登録をしている、または登録の意思があり、国際競技大会で好成績を取りたい意志がある者。
- (5) トップアスリートとして、自らを律し、日本の代表となり得る礼儀と規律を重んじる者。
- (6) 年度における各チームで定められた選考基準を満たしている者。

### (強化指定選手の決定)

第3条 強化指定選手の決定は次による。

各委員会から推薦された候補者について理事会において協議し決定する。毎年8月1日付で行い翌年7月31日まで有効とする。但し、期間中に委員会から追加推薦があった場合も理事会において決定する。

### (強化指定選手の取り消し)

第4条 強化指定選手の取り消しは次による。

- (1) 強化指定選手に、医学的問題（ドーピング問題を含む）やクラス変更が生じた場合は、理事会において指定を取り消すことができる。
- (2) 強化指定選手が、第5条に規定する強化指定選手の遵守事項を守らなかった場合は、理事会において指定を取り消すことができる。
- (3) 代表選手および強化指定選手行動規範に定めた引退届が JPS に提出された場合は、理事会において指定を取り消すことができる。
- (4) 上記以外の事由により、選手活動の維持が困難であると JPS が判断した場合は、理事会において指定を取り消すことができる。

(強化指定選手の遵守事項)

第5条 強化指定選手は下記のことを遵守しなければならない。遵守出来ない場合は、書面にてその理由を申し出て理事会の了解を得なければならない。

- (1) 指定された強化合宿への参加
- (2) 指定された国内及び国際大会への参加
- (3) 指定された JPS 主催行事等への参加協力
- (4) JPS が派遣する国際大会及び強化合宿、各種行事で撮影された肖像権の JPS 広報活動およびマーケティング活動への使用（第 6 条に定める使用を含む）の同意
- (5) 競技活動を支援する所属企業（雇用関係を含む）、個人スポンサー等との契約状況の報告
- (6) 練習状況の報告
- (7) 健康等医学的状況変化の報告
- (8) アンチ・ドーピングに関する規程を励行
- (9) IPC・VIRTUS・JPC 等の規則を励行
- (10) JPS 行動規範を励行
- (11) JPS 強化指定選手誓約書の署名（電磁的署名を含む）または押印と内容の遵守
- (12) 営利を目的とする企業・団体の広告活動を行う場合の JPS への報告並びに承認
- (13) マスメディアに出演し、又はその取材を受ける場合には、事前に当該マスメディアから JPS に対して依頼書を提出させ承認を得ること
- (14) ブログ、ツイッター、フェイスブックその他のソーシャルメディアを利用する時は、以下に定める行為をしないこと
  - ① JPS 又は第三者に不利益、損害、迷惑を与える行為又はその恐れがある行為
  - ② 本人の承諾なく個人情報（画像を含む）を掲載するなど第三者のプライバシーを侵害する行為
  - ③ JPS 又は第三者を誹謗中傷する行為
  - ④ 有害、わいせつ、暴力的な表現その他第三者が不快と感じる恐れのある表現による掲載
- (15) 第三者とスポーツマネジメント契約を締結した時は、速やかに JPS に対してスポーツマネジメント会社の名称及び担当者の氏名その他 JPS が強化指定選手の管理上必要とする事項を報告すること。また、強化指定選手は、スポーツマネジメント会社との契約条項よりも JPS の規程を優先して遵守すること

(強化指定選手の肖像権)

第6条 強化指定選手の肖像、画像、動画、イラスト、名前、通称等（以下、肖像等という）に関する権利は、原則として強化指定選手自身に帰属する。ただし、JPS は日本障害者スキー連盟公式ユニホームを着用した強化指定選手の肖像等については、使用及び第三者への使用許可ができるものとする。

2. JPS は、前項ただし書きの場合を除いて、当該強化指定選手の事前の承諾を得て、強化指定選手の肖像等を使用することができる。
3. JPS が、本条第 1 項ただし書きに基づき、当該強化指定選手の肖像等を第三者に使用許可し、対価が発生した場合には、その対価は JPS に属するものとする。
4. 強化指定選手は、JPS から指示があった場合、JPS の広報活動及びマーケティング活動に使用するための素材制作（肖像写真撮影、フィルム・ビデオ撮影、インタビュー録音等）に無償で協力しなければならない。
5. 強化指定選手が、日本障害者スキー連盟公式ユニホームを着用してテレビ・ラジオ番組若しくはイベント等に出演し、または第三者のための広告宣伝・販売促進活動等に関与する場合には、事前に JPS の承諾を得なければならない。

（強化指定選手の IPC への登録）

第 7 条 強化指定選手の IPC への登録決定は次による。

各委員会から推薦された候補者については理事会において協議し決定する。毎年 8 月 1 日付で行い、翌年 7 月 31 日まで有効とする。但し、期間中に委員会から追加推薦があった場合も理事会において決定する。また IPC への登録にかかる費用については連盟にて負担するものとする。

（強化指定選手の IPC からの登録抹消）

第 8 条 強化指定選手の IPC からの登録抹消は次による。

- （1） 第 4 条により強化指定選手の取り消しとなった場合
- （2） 今後選手活動を行わない、または大会への参加の予定が無い状態が 3 年間にわたり続いた場合

登録抹消は、各委員会からの報告を受けて理事会において協議し決定する。また登録抹消の際には、連盟より会長名にて当該選手宛に文書による通知を行うこととする。

（強化指定選手の IPC への登録、抹消作業）

第 9 条 強化指定選手の IPC への登録、抹消等の作業は、IPC より提供されるシステムを使用して、毎年各委員会において、原則以下の「IPC への登録方針」に沿って行うこととする。

## 「IPC への登録方針」

選手活動状況	JPS会員登録	競技者登録	強化指定	IPC登録(Active)	IPC登録(Retired)	Add to my Team
・海外で開催されるIPC公認レース(WC/CC/NC等)に参加する強化指定選手	○	○	○	○	-	○
・海外で開催されるIPC公認レース(WC/CC/NC等)には参加しない強化指定選手	○	○	○	○	-	X
・これからクラシフィケーションを受けさせる強化指定選手	○	○	○	X	X	X
・未だクラシフィケーションを受けさせる予定の無い強化指定選手	○	○	○	X	X	X
・以前IPC登録(Active)されていた選手で、怪我等の理由で一時選手活動を休止するものの将来復帰の可能性が高い選手	○	○	X	○	-	X
・以前IPC登録(Active)されていた選手で、JPSに競技者登録はしているものの今後選手活動の再会予定が不明な選手	○	○	X	-	○	X
・海外で開催されるIPC公認レースには参加しないものの、国内開催のレースには参加する可能性のある選手（但しIPC公認のResult/Pointは出ない）	○	○	X	X	X	X
・上記5の状態が3年続いた選手	○	○	X	X	X	X
・JPSに競技者登録をしていない選手	X	X	X	X	X	X

### （費用負担）

第 10 条 費用負担は次の通りとする。

合宿や競技会参加に要する費用は原則選手の自己負担とする。但し、助成金や寄付金により負担が軽減されることがある

### （規程の改廃）

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則 この規程は、平成 28 年 8 月 1 日より施行する。

附 則 この規程は、平成 30 年 10 月 28 日より改定する。

附 則 この規程は、令和 1 年 10 月 14 日より改定する。

附 則 この規程は、令和 2 年 10 月 10 日より改定する。

附 則 この規程は、令和 3 年 5 月 22 日より改定する。

附 則 この規程は、令和 4 年 6 月 25 日より改定する。